

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 人口減少・少子化対策について                      1-1 結婚支援策の充実について                      少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の解消のため、県においては盛岡市、宮古市、奥州市の3か所に「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」を設置し、若者の結婚支援に取り組んできたところである。                      しかしながら、令和2年11月末現在の成婚数は88組に止まっており、会員数も減少していることから、事業の更なる周知や、市町村や結婚支援団体との連携を強化していく必要がある。                      また、他県で取り組んでいる「結婚サポーター制度」を取り入れるなど、新たな事業展開を進める必要もあると考える。                      ついては、県民に対する周知に一層取り組むとともに、センターのスタッフ増員や、新たな支援システムの構築等により、効果的に事業を進めるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を効果的に運営するためには、多くの県民の方々にセンターを知っていただくことが重要であると考えており、これまで、県、市町村等の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などの活用に加えて、新たにSNSを活用した広報にも取り組んでおり、引き続き、市町村、団体等の協力をいただきながら、積極的な周知に努めていきます。                      また、令和2年度に導入した、人工知能などを活用したマッチングシステムを本格的に運用し、登録会員が出会う機会を増やしていくことで、入会者の増加を図ります。引き続き、市町村等関係団体と連携を図りながら結婚支援に取り組んでいきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 人口減少・少子化対策について                      1-2 子どもの医療費助成の拡充について                      子どもの医療費助成は、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の全ての自治体を実施しており、本県においても全市町村が実施しているところである。                      しかしながら、一人親世帯の増加や、新型コロナウイルス感染症の拡大等による社会情勢の変化によって子どもの貧困も深刻化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてのこれまで以上の支援が必要と考える。                      また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは好ましくなく、多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられていることから、市町村とともに県内市町村同一の医療費助成制度を設けるとともに、他県でも実施されている高校卒業までの医療費助成の拡充について早急に実施するよう要望する。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきていますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めています。                      県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 人口減少・少子化対策について                      1-3 企業による子育て支援の取組の促進について                      子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。                      しかしながら、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされているが、本県では、100人以下の企業の多くが策定していないのが実情である。                      また、本県においては、平成27年2月に「いわてで働こう推進協議会」を設置し、「いわて働き方改革推進運動」の中で子育て支援に対する企業の理解と支援を促しているが、運動が企業に浸透しているとは言い難い状況にある。                      ついては、県において、常時雇用労働者100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定し、企業による子育て支援を進めるよう要望する。                      また、イクボス宣言を行った企業間で、従業員の子宝率や具体的な実施状況を共有するなど、企業における子育て支援を効果的に進めるとともに、先進事例をもとにした経営者、管理職のセミナーやワークショップの開催など、より効果的な方法で普及、啓発を図るよう要望する。                      あわせて、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」等の優遇制度の見直し等、企業が意欲を持って認証に向けた制度設計に着手できるよう、経営者、女性労働者との意見交換を積極的に行うとともに、事業所内保育施設、企業主導型保育事業などについて企業が活用できる子育て支援制度の周知を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>いわて女性の活躍促進連携会議の構成団体と連携し、イクボスやワークライフ・バランスをテーマとした講演や優良事例の紹介などによる研修会、企業・団体からの要望に基づく講師の派遣などにより、経営者や管理職等の意識改革を促進するとともに、いわて女性活躍推進員が各種推進制度の活用を企業に直接働きかけることを通して、女性が活躍しやすい環境づくりを支援します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>中小企業に対する計画策定範囲の拡大については、法に定める計画策定義務の対象が301人以上から101人以上の企業へと順次拡大してきたところであり、条例化については、県民の理解をはじめ、企業等に対する影響等も勘案しながら研究していくべき課題であると考えています。(C)                      一方で、本県は小規模企業が多いことから、既に認証を取得した企業の状況等を踏まえ、「いわて子育てにやさしい企業等認証」制度の優遇措置を順次見直ししながら、一般事業主行動計画の策定の促進に向けて取り組んでいきます。(B)                      また、子育てにやさしい職場環境づくり、女性の活躍支援、働き方改革をテーマとする企業等向けセミナーの一体的な開催などにより、仕事と子育ての両立支援を促進していきます。(B)</p>	<p>中小企業に対する計画策定範囲の拡大については、法に定める計画策定義務の対象が301人以上から101人以上の企業へと順次拡大してきたところであり、条例化については、県民の理解をはじめ、企業等に対する影響等も勘案しながら研究していくべき課題であると考えています。(C)                      一方で、本県は小規模企業が多いことから、既に認証を取得した企業の状況等を踏まえ、「いわて子育てにやさしい企業等認証」制度の優遇措置を順次見直ししながら、一般事業主行動計画の策定の促進に向けて取り組んでいきます。(B)                      また、子育てにやさしい職場環境づくり、女性の活躍支援、働き方改革をテーマとする企業等向けセミナーの一体的な開催などにより、仕事と子育ての両立支援を促進していきます。(B)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの  C 当面は実現できないもの
<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。                      県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。                      また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた取組を総合的に評価して優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っているほか、企業が働き方の改善計画を策定し、その計画に基づいて取組を進める際に要する経費を補助し、企業の取組を支援しているところです。                      今後も、こうした周知・啓発活動等を通じて、企業等における子育て支援の取組を支援していきます。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。                      県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。                      また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた取組を総合的に評価して優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っているほか、企業が働き方の改善計画を策定し、その計画に基づいて取組を進める際に要する経費を補助し、企業の取組を支援しているところです。                      今後も、こうした周知・啓発活動等を通じて、企業等における子育て支援の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>1 人口減少・少子化対策について 1-4 少子化対策県民税の創設について 公債費比率が高く、財政状況が厳しい本県において、最重要課題である少子化対策に投入できる予算は決して多いとは言えない。 しかしながら、少子化による人口減少は本県にとって最大の脅威であり、子育て支援の充実等により少子化に歯止めをかけることが今最も力を注ぐべき課題であると考えます。 よって、県民に対する少子化対策の重要性の啓発と医療費助成の拡充等、子育て支援充実のための財源を確保することを目的とした「少子化対策県民税」の導入を進めるよう要望する。</p>	<p>県では、少子化対策や、子ども・子育て支援の取組を推進するための財源として、県の一般財源に加え、地方消費税率の引上げに伴う増収分の一部を充てているほか、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚や妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに向けた機運醸成に取り組んでいるところですが、 新たな超過課税の導入については、子育て世代も含めて県民生活に影響を及ぼすものであり、県民の十分な理解が必要であることから、受益と負担の関係など、慎重な検討が必要であると考えています。 さらなる超過課税を実施するに当たっては、新税導入の効果と税の使途、新税を導入して特別に実施しなければならない財政上の理由、県民の担税力への配慮と課税に対する公平感の確保、事業への県民参画意識の醸成などに配慮又は検討がなされなければならないと考えているところであり、新たな超過課税の導入については慎重に対応する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	C 当面は実現できないもの
<p>1 人口減少・少子化対策について 1-5 児童虐待防止について 全国的に児童虐待が増加する中、本県においても児童虐待による痛ましい事件が数多く報告されている。 このことから、児童虐待防止に向け、市町村をはじめ関係機関・団体との適切な役割分担及び連携の推進を図るとともに、児童福祉司の増員・適正配置などの支援体制の充実強化を図るよう要望する。</p>	<p>児童虐待防止対策を一層推進するため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待の予防、早期発見、早期対応が充実されるよう、同協議会の調整担当職員の対応力向上のための研修や市町村子ども家庭総合支援拠点の設置について助言を行うなど、市町村の取組を支援していきます。 また、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところであり、引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童福祉司任用後研修やスーパーバイザー養成研修の継続実施等により、児童虐待対応力の充実強化に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 地域医療の確保について</p> <p>2-1 安定的な地域医療提供体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を目的に「地域医療構想ガイドライン」を示し、本県においても平成28年3月に2次保健医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた地域医療構想を策定したところである。</p> <p>この構想の実現には、地域の医療に関わる全ての関係者の理解と協力が必要であるが、特にこれまで各保健医療圏において中心となって地域医療を支えてきた県立病院には、構想実現のための中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に市町村立病院、民間医療機関等との医療連携を進めるとともに、公立病院改革ガイドラインで示された、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取り組み、安定した地域医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想の実現に向けては、構想区域毎に設ける地域医療構想調整会議において、病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>仮に公立病院の統合・再編の提案があった場合、公立病院の統合・再編は地域の医療提供体制に大きな影響を与えることから、地域医療構想調整会議において、関係者の合意を得ながら検討を進める必要があるものと考えます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 地域医療の確保について</p> <p>2-2 県立病院の医師・看護師の確保について</p> <p>全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ県立病院においては深刻で、多くの県民から心配の声が寄せられている。</p> <p>また、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、このことは常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招くことで経営悪化の流れにもつながっている。</p> <p>また、看護師についても厳しい勤務環境によって離職者が増加し、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上に取り組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県立病院の医師確保については、関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の臨床研修後の早期義務履行促進を図っていきます。</p> <p>また、若手医師のキャリア形成を支援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間管理の徹底や、医師の業務負担軽減に向けた医療クラークなど多職種への業務移管を推進するほか、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいます。</p> <p>さらに、令和2年度から奨学金養成医師など専門医取得を目指す若手医師の研修機会の充実を図るため、県立病院医師が指導医を取得する際の経費の支援や指導医として専攻医の指導を行った医師への指導医手当を創設したところであり、引き続き指導體制の充実に努めていきます。</p> <p>看護師確保については、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引き上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p> <p>看護師の勤務環境の改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入などによるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の他職種への移管や業務の共同化による業務負担軽減など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>また、仕事と家庭の両立を支援するため、院内保育所による24時間保育・病後児保育に加え、新たに病児保育を中央病院院内保育所において令和2年10月1日から開始し、令和3年度は中部病院院内保育所で開始する予定としています。他の県立病院についても、利用ニーズや実施体制などを踏まえ検討を進めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室、職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>3 若者活躍支援について</p> <p>県では、若者の活動を支援するため、平成27年から「いわて若者会議」、「いわて若者文化祭」を開催し、令和2年度は「いわてネクストジェネレーションフォーラム2020」と名称を変えて開催したところであるが、参加者は少なく、県の若者支援の取組とその効果が、県内全域の若者に波及しているとは考えられない。</p> <p>については、本来の目的である若者の県内定着、地域に貢献する人材を育成するという成果につなげるために、若者支援の方法をイベント重視の施策から若者の雇用環境の改善や就職後の資格取得費用の支援など、若者が県内に就職できる環境づくりと人材育成に転換するよう要望する。</p>	<p>「いわて県民計画(2019～2028)」において、県では地域をけん引する若者の人材育成や県内定着につながるよう、若者の主体的な活動の活性化を促進することとしています。</p> <p>令和2年11月に開催した「いわてネクストジェネレーションフォーラム2020」では、新たにオンラインを組み合わせた事業展開により、2日間で5,000名を超える方に参加いただいたところです。また、コロナ禍による地方への関心の高まりを受けたテーマを設定し、県内外の若者から様々なアイデアが出されたところです。</p> <p>こうした若者の活躍に向け、岩手県公会堂地下に開設している「いわて若者カフェ」の取組等と連動しながら、若者の主体的な活動を支援していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、「いわてで働こう推進協議会」等における取組を通して、経済団体や労働団体など様々な団体と連携の下、若者が県内に就職できる環境づくりや人材育成などに引き続き、取り組めます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-1 いじめ対策の強化について</p> <p>全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから7年が経過した。しかしながら、文部科学省が行った令和元年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、いじめの件数は依然として減少していない実態が明らかになっている。</p> <p>また、児童生徒間で新型コロナウイルス感染症の拡大による誹謗中傷も問題化しており、子ども同士が関わる時間が長い学校におけるいじめ対策の取組はより重要であると考え。ついては、いじめをなくすための教育の充実、教員の研修機会の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的体制の整備等、いじめ対策を強力に進めることを要望する。</p>	<p>令和2年度は、「教職員の資質向上を図る校内研修の充実」をいじめ問題の対策の重点項目の一つとして位置付けており、いじめ問題への対応に係る研修として総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の全学校の悉皆による教員研修を実施し、研修機会を確保するとともに、校内研修等で活用しています。</p> <p>また、教育相談体制をより一層充実させるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置



意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-2 県立高校の維持について</p> <p>少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。</p> <p>特に高校生は、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも参加し、活躍しており、卒業後も地域の産業を担い、ふるさとを守る人財として大いに期待されている。</p> <p>しかしながら、出生数の減少に伴って地域の高校の小規模化が進行し、本県においても新たな高校再編計画の下、順次学校統合、学科改編が進められるなど、地域の高校は極めて厳しい状況に置かれている。</p> <p>については、地域にとって重要な高校が、これからも地域との結びつきによって地域の人財育成を担っていくことができるよう、特色ある学校の在り方について広く地域住民の意見を聞きながら、学校と地域との協働体制を積極的に構築するよう要望する。</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。</p> <p>また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、一定の入学者のいる1学級校を含め、各地域の学校を規模も含めてできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。</p> <p>今後とも、地域の方々の御意見を丁寧に向い、地域や市町村教委等と緊密な連携を図りながら、地域や地域産業を支える人材の育成等を実現できる教育環境の整備を進めていきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について 4-3 情報モラル教育の推進について 全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。 スマートフォンは、情報化社会において必要なものになっている反面、スマホ依存による健康への害や、性被害に遭うリスクの増加、「ライン」等のアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。 これらの諸問題に対処するため、県では平成20年度から総合教育センターにおいて情報モラル教育を進めているが、他県では、夜9時以降はスマートフォンやゲーム機を使わないなどの共通ルールを設けるなど、県が主導的に規制をかける取組が行われている。 については、スマートフォンがもたらす悪影響から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールを設定するなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、児童生徒自らが適切な判断をもとにした情報モラルの向上が重要であると考えています。今後も、各学校における情報モラル教育の推進をはじめ、保護者や地域、関係団体と連携したスマートフォン等の利用のルールに関する普及啓発活動に取り組むとともに、総合教育センターにおいて開発した体験型の教材を用いた情報モラル教育を推進します。 また、各教育事務所及び県立学校において情報モラル教育授業づくり研修会を実施し、各学校で情報モラル教育の中核となる教員の養成に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 教育の向上について                      4-4 部活動の適正化について                      部活動は、子どもの教育にとって意義のある活動である一方で、行き過ぎた活動による教員や子どもの多忙化が問題視され、国を挙げて改善の取組が進められている。</p> <p>本県においても、県内全ての中学校、高校で「部活動の在り方方針」が策定され、学校ごとに取組が進められているが、スポーツ少年団活動との兼ね合い等から、依然として教員や子どもたちの多忙化が解消されていない状況が見受けられる。</p> <p>また、部活動は任意加入であるという基本ルールが徹底されておらず、学校現場で混乱が生じているという状況も報告されている。</p> <p>については、県内全ての学校で「部活動の在り方方針」が遵守され、教員の多忙化の解消と、子どもたちが楽しく部活動を行うことができる環境を整備するよう、市町村と一体となった取組を強化するよう要望する。</p>	<p>学習指導要領には、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることが示されており、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」においても部活動の自主的・自発的参加を明記する等趣旨の理解浸透を図っています。</p> <p>また、岩手県における「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」を進めており、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理・検討し提言としてまとめ、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>保健体育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について 4-5 小中学校、義務教育学校における特別支援教育について</p> <p>県内の小学校区分の特別支援学級と、特別支援教育の免許を持った教員は年々増加してはいるものの、小学校では特別支援学級を150人ほど上回る教員がいるにもかかわらず、特別支援学級に配置されている教員の数は30%程度にとどまっている。</p> <p>一方、中学校においては支援学級の半分程度の教員数しか確保されておらず、特別支援学級の児童生徒数の増加に間に合っていない。</p> <p>特別支援学級の担任については、免許を持った教員の配置により子どもが服薬しなくとも落ち着いて学習や生活ができるとの実感から、保護者からは免許保有教員の適切な配置を望む声が上がっている。</p> <p>専門的な知識を持つ免許保有教員の積極的な配置により専門的な知見と指導経験の両立を図るとともに、地域の特別支援教育コーディネーターの活用により、医療機関や福祉施設などと学校・家庭との相談機能の強化と連携を推進するよう要望する。</p>	<p>教員の採用につきまして、平成30年度実施の教員採用試験から、特別支援教育の免許保有者に対する加点措置を導入し、専門性を有する教員の確保に努めています。特別支援学級の担任の配置については、免許保有の有無に加え、これまでの指導経験や指導実績などを勘案し、適任者を配置しているところであり、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に寄り添った指導を行うことができるように、研修や特別支援教育コーディネーター等による担当教員への助言・援助を含めた学校におけるサポート体制の充実を図りながら、保護者の期待にも一層応えていけるような体制の構築に努めているところです。</p> <p>また、特別支援学校の地域支援の一つとして、特別支援教育コーディネーター連絡会を地域ごとに設定しており、関係機関との連携や具体的な支援方法に関する研修会を開催するなど専門性を高め合いながら小中学校・義務教育学校を含めた各地域の特別支援教育の充実を図っています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課、学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 教育の向上について</p> <p>4-6 フリースクール等との連携など不登校対策について</p> <p>平成30年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の不登校の生徒の数は小中学校でおよそ13万人、岩手県では1,000人以上の子どもたちが学習の機会を逃している。</p> <p>特に、中学生の不登校は、学習の遅れにより高校への進学もままならいにもかかわらず、義務教育機関の終了による支援の途切れが問題となっている。</p> <p>県内には小中学生を対象にした9つの適応指導教室があるが、その利用率は1割程度で、利用できる環境にない、あるいは適応できない子どもたちは、学びの喪失期間が原因で将来の社会的自立が困難になるケースが多いのが現状である。</p> <p>義務教育期間からの不登校が原因で苦しんでいる子どもたちの学習の機会の確保と居場所づくりは急務であり、まずは子どもと保護者の置かれている現状と、中学卒業後の進路に悩む保護者の声に耳を傾ける機会を確保するよう要望する。</p> <p>また、神奈川県などと同様に県教委とフリースクール等との協議会などネットワークづくりをして、不登校や学校に適應できない子どもの学習の機会の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県教育委員会では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等により重層的な教育相談体制の充実を図るとともに、各市町村教育委員会においては、学校における個別の支援に加えて、各市町村では「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰を含めた社会的自立に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、県教育委員会がフリースクールなどの民間団体や福祉関係機関等との連携の役割を担うなどの取組を進めているところであり、各教育事務所に配置している在学青少年指導員がフリースクールを訪問するなどして、学習指導、相談等の状況把握や児童生徒への支援のための情報共有などに努めています。</p> <p>今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクール等民間施設との連絡会議を開催する等、関係機関等との連携を促進していきます。</p>	教育委員 会事務局	学校調整 課	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>5 国際リニアコライダーの誘致実現について</p> <p>国際リニアコライダー(ILC)は、基礎科学の研究に飛躍的発展をもたらすとともに、世界最先端の研究を行う多くの人材が定着・交流する国際科学技術イノベーション拠点の形成や、精密実験を支える先端産業の集積につながるものである。</p> <p>また、ILCの実現は、科学技術創造立国の実現や高度な技術力に基づく、ものづくり産業の成長発展に大きく寄与し、日本再興や地方創生にも資するものである。</p> <p>については、ILCの実現に向け、政府として早期に誘致の意思表示を行うとともに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱にILCを位置づけるよう国に働きかけるとともに、政府や関係自治体、関係団体等との引き続き緊密な連携を図り、ILCの受入れ態勢の整備等に全力で取り組むよう要望する。</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。</p> <p>県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p> <p>東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、県としては、同センターをはじめ、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となる高エネルギー加速器研究機構(KEK)など、関係団体等との連携を一層強化しながら、国への働きかけや受入環境整備に向けた取組、ILC実現の機運醸成などに取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について                      6-1 農業の担い手確保について                      少子化・高齢化の進行に加え、農畜産物の価格低迷等によって厳しい農業情勢が続く中、農業の担い手確保が喫緊の課題となっている。                      ついては、新規就農者を確保するため、新規就農者向け農業機械のリース事業の創設等、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るとともに、規模拡大を目指す農業後継者に対する機械設備等の助成制度の創設等、農業後継者育成支援にも積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が極めて重要であると認識しており、県内外で就農相談会を開催するとともに、農家出身を問わず、就農希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、発展段階に応じて支援しています。                      農地や農業機械などの初期投資については、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業などのほか、岩手県農業公社の担い手育成特定資産事業により支援しています。また、就農前の研修や経営確立時期の取組については、国の農業次世代人材投資事業により支援しています。                      今後とも、地域と連携しながら住宅の確保なども含め支援していくとともに、国に対し、事業の継続と予算の十分な措置等を要望するほか、独自の支援策についても検討していきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 農林業の振興について 6-2 有害鳥獣対策の推進について 地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などによって全国的に有害鳥獣が増加し、様々な分野において被害が拡大している。 本県においてもシカやイノシシなどによる食害で農作物に深刻な被害が出ているほか、熊などの大型動物による人的被害も頻発している。 については、第12次鳥獣保護管事業計画に基づき、市町村や関係機関との連携の下、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等を強力に推進するとともに、不足する狩猟者を確保するための狩猟免許取得に対する支援、報酬等に対する財政措置等、鳥獣保護管理に携わる人材の確保、育成を図るよう要望する。</p>	<p>県では、野生鳥獣の個体数管理等のため、狩猟期間の延長に加え、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用したニホンジカやイノシシの全県での捕獲、ツキノワグマについて事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っています。 また、野生鳥獣による農作物被害を防止するために、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、有害鳥獣の捕獲や恒久電気柵の設置などによる食害等の防止、里山周辺での除間伐などの地域全体で取り組む被害防止活動への支援を行っており、今後においても、鳥獣被害の更なる低減に向けて、市町村や関係団体と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実と強化に取り組んでいきます。 有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保に向けては、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。 また、平成27年度から、狩猟者登録に係る狩猟税は、対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業の従事者については免税に、有害鳥獣捕獲の従事者については2分の1減税となる等の措置が取られています。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>自然保護課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>6 農林業の振興について 6-3 地域林政アドバイザーの確保支援について 令和元年度にスタートした森林経営管理制度において、私有林の管理のための「地域林政アドバイザー」を市町村が委嘱し、地域の林政支援活動に従事させることになっているが、多くの市町村が人材の確保に苦慮し、空席の状態が続いている。 については、森林経営管理制度の運用が円滑に図られるよう、県において市町村と地域林政アドバイザーがマッチングできる制度を早急に創設するよう要望する。</p>	<p>県ではこれまで、希望する市町村に林業技術者の情報を提供するなど、市町村において地域林政アドバイザーとなり得る人材を確保できるよう取り組んできたほか、国及び県では、地域林政アドバイザーとなり得る資格を取得できる研修を開催してきたところです。 今後とも、市町村が地域林政アドバイザーを確保することができるよう、国と連携して技術者の掘り起こしと情報提供を行うなど、マッチングが円滑に進むよう取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>



意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 道路・河川の整備について 7-1 治水対策の推進について 本県は河川の整備率が未だに低く、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えている。また、県中央部を縦断する北上川をはじめ多くの河川において堤防の未整備地域が存在する状況にある。 このような中において、頻発する豪雨災害から県民の生命と財産を守るためには、早急な堤防の整備や河道内の支障木の除去など、河川整備等の一層の推進が求められる。 については、災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、堤防整備、河川改修、砂防施設の整備等、治水対策を一層進めるよう要望する。</p>	<p>令和元年度末の県管理河川における整備率は49.3%であり、今後も、緊急性、重要性等を踏まえながら、河道拡幅や築堤等の河川改修を着実に進めていく必要があると認識しています。自然災害から県民の暮らしを守るため、河川改修などの治水対策について、着実に取り組んでいきます。 砂防施設の整備については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>7 道路・河川の整備について 7-2 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について 県南地域における沿岸と内陸部の横軸連携は、東日本大震災津波からの復興と、ILC誘致実現に向けての協調体制の構築の上でも重要である。 その交流連携において重要な役割を果たすのが、両地域を結ぶ幹線道路であり、特にも国道284号、343号は要となる幹線道路として役割が期待されている。 しかしながら、国道343号は笹ノ田峠という交通の難所を抱え、沿岸、内陸両自治体や住民団体から、更なる整備促進が要望されているところである。 については、震災からの復興とILC建設を見据えた環境整備の面からも、国道343号新笹ノ田トンネルの整備を早急に進めるよう要望する。</p>	<p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 道路・河川の整備について                      7-3 北岩手・北三陸横断道路の整備について                      地方創生が叫ばれる中、岩手が更なる発展を目指して行くためには、県北地域の魅力ある観光資源や農林水産物を有効活用していく必要がある。                      しかしながら、県北地域と都市部を繋ぐ社会基盤整備の遅れが、流通や交流人口の拡大に大きな影響を与えている。                      また、近年頻発する災害対応の面からも、県北地域における基幹道路整備の重要性は一層高まっている。                      ついては、「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道として早急に整備・着工するよう要望する。</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。                      県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識していますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き、県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>8 市町村との連携強化について                      市町村の発展が岩手の発展につながることは言うまでもなく、岩手全体を発展させるためには、33市町村と県が同じ方向を向き、一体となって岩手発展のための課題解決に取り組まなくてはならない。                      しかしながら、市町村から、県との連携や意思疎通が十分に図られているとは言い難く、施策の推進に支障を来しているとの指摘があり、その解消のためにも、今後一層の連携促進が必要と考える。                      ついては、市町村要望会に知事が出席する等、政策課題解決に向けてより密接に対応し、県と市町村の一体感の醸成に努められるよう強く要望する。</p>	<p>市町村からの要望については、広域振興局長が、市町村からの要望を組織として受け、全庁的に市町村の課題等を把握・共有しながら、具体的な県の意思決定や施策につなげているところです。                      また、市長会、町村会、市町村の議会議長会からの要望において、市町村長等と意見交換を行っているほか、知事と市町村長との意見交換会をはじめ、重要な案件については、市町村長から直接、お話を伺っているところです。                      県としては、今後においても、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、デジタル社会への対応など直面する課題に的確に対処する必要があることから、県と市町村との意見交換会のほか、副知事と市町村長の個別の意見交換なども実施しているところであり、引き続き、工夫を重ねながら市町村との連携強化に取り組んでいきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>